

- ① 発熱・風邪症状による登校停止用  
⑤ 同居家族などの発熱・風邪症状による登校停止用

本人または家族の発熱や風邪症状により登校停止となった場合、「健康管理表」を用いて、ご自身で症状を観察してください。すべての症状が消失して丸2日を経過した後(消失日を1日目とカウント)、この様式をご自身で記入のうえ、所属学部・研究科事務室(全学学生交換協定に基づく交換学生、およびCIEC主催プログラムによる短期留学生の場合はCIEC)に提出してください。  
※新型コロナウイルス感染症と診断されている場合は、保健所等から証明書:「就業制限解除通知書(自治体により名称異なる)」を取得して提出してください。  
その他の学校感染症と診断されている場合は、通常の「学校感染症・登校許可証明書」を使用してください。  
※海外からの帰国・入国による登校停止には、「帰国後健康観察期間終了届」を使用してください。  
※保健所等からの自宅待機指示による登校停止には、「指定感染症に関する健康観察期間終了届」を使用してください。

学長 殿

関西学院大学  
聖和短期大学

### 感冒様症状に関する届

学部・研究科	フリガナ 氏名
学生番号	生年月日 年 月 日生

医療機関受診の状況	
(家族の発熱・風邪症状の場合は記入不要) ※医療機関受診は必須ではありません。受診した場合のみご記入ください。	
受診日	年 月 日( )
医療機関名	
病名	

症状出現後の状況	
症状が出現した日	年 月 日( )
解熱した日 (家族の発熱・風邪症状の場合は記入不要)	年 月 日( )
症状がすべて消失した日 (家族の発熱・風邪症状の場合は記入不要)	年 月 日( )
登校開始する日	年 月 日( )

- 注意1) 発熱や風邪症状が出現した日から、登校停止とし、教務配慮の対象となります。  
注意2) 本人の発熱・風邪症状の場合、すべての症状が消失して丸2日を経過すれば、登校できます。  
(消失日を1日目とカウント)  
家族の発熱・風邪症状の場合、自宅待機の必要がなくなれば登校できます。  
以上のように、登校停止期間を終えたことを届けます。

年 月 日 氏名(自署)